

【非課税化給付/均等割のみ課税化給付】のご案内

物価高騰対応給付金【非課税化給付/均等割のみ課税化給付】は、低所得世帯を支援する給付金です。

支給対象者

令和6年6月3日に千代田町に住民登録がある世帯で次のいずれかに該当する世帯

- I 世帯全員の令和6年度住民税が非課税の世帯
- II 世帯全員の令和6年度住民税が均等割のみ課税されている世帯
- III 世帯員の令和6年度住民税が非課税の方と均等割のみ課税されている方で構成されている世帯

※世帯全員が住民税課税の方の扶養を受けている場合は対象外 ※租税条約による住民税の免除を届け出ている場合は対象外
※令和5年度または令和6年度の給付を既に受けた世帯は対象外（他自治体からの給付も含む。）

支給金額

10万円／1世帯 ※ 世帯主の口座へ振り込みます

支給までの流れ

手続きが不要な世帯

マイナンバーに公金受取口座を登録してある等で振込口座が把握できている世帯

給付のお知らせが届きます
(ハガキ)

原則手続き不要ですが
下記の場合は

令和6年7月3日(水)
までにご連絡ください

- ・口座を変更する
- ・辞退をする
- ・支給要件を失った

振込日 令和6年7月中旬

手続きが必要な世帯

振込口座が不明な世帯

確認書が届きます

支給要件を満たしている場合は必要事項を記載し、下記の書類を返信用封筒でご返送ください。

- ・確認書
- ・本人確認書類の写し
- ・振込口座の写し

振込日

令和6年7月下旬以降
書類が受理されてから約2～3週間後を目安

申込期限

令和6年9月30日(月)まで(消印有効)

課税状況が不明な世帯

〔転入した世帯員がいる
未申告の世帯員がいる等〕

窓口で申請書をお渡しします

支給要件を満たしている場合は、下記の書類をご提出ください。

- ・申請書
- ・本人確認の写し
- ・振込口座の写し
- ・令和6年度課税証明書

給付金の振り込め詐欺や個人情報の搾取にご注意ください！



不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署、警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

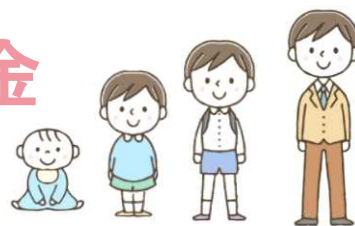
問合せ先 千代田町総合保健福祉センター TEL0276-86-7000(直通)

平日 8:30～17:15(土日・祝祭日を除く)





令和6年度 物価高騰対応給付金 【こども加算】



こども加算とは

低所得世帯向けの給付金（非課税世帯又は均等割のみ課税世帯）を受給された世帯に18歳以下の児童がいる場合に支給する給付金です。

支給対象

①～③の条件を**全て**満たす場合が該当になります

- ① 令和6年6月3日に千代田町に住民登録がある
- ② 低所得世帯向けの給付金※1を受給した
- ③ 生計が同じ対象児童（18歳以下の児童※2）がいる

※1 令和6年度物価高騰対応給付金【非課税化給付/均等割のみ課税化給付】

※2 18歳以下の児童（平成18年4月2日～令和6年10月1日の間に生まれた子）

支給金額

対象児童1人あたり 5万円 ※給付金を受給した口座へ振込みます

手続き

手続き 不要

該当者には低所得世帯向けの給付金を受給後に
【こども加算給付金の支給決定通知】を送付します。

口座を変更したい、辞退したい、対象児童を扶養していない等に
該当する場合は通知を受け取った後にご連絡ください。

手続き 必要

- ・対象児童が令和6年6月4日以降に生まれた
- ・対象児童が離れて暮らしている
- ・令和6年6月4日以降に離婚をし、対象児童と同じ世帯

上記に該当する方は給付の対象になる可能性があります。
手続きをしないと給付金は受給できません。
該当すると思われる場合は、ご連絡ください。

申請期限

令和6年10月31日（木）まで（消印有効）

給付金の**振り込め詐欺**や**個人情報の搾取**にご注意ください！



不審な電話や郵便があった場合は、役場や警察署、警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

問合せ先 千代田町総合保健福祉センター TEL0276-86-7000（直通）

平日 8:30～17:15（土日・祝祭日を除く）

